

竣工現場検査申請書（第一面）

[適新工第5号書式]

申請日 令和 5 年

竣工現場検査申請書・適合証明申請書（新築住宅）
（フラット35・財形住宅）
（第一面）

- 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面の取扱いについて同意の上、次のとおり竣工現場検査・適合証明を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記述に相違ありません。記載された事項が事実と相違していた場合は、この手続及び交付された適合証明書を取りません。
- 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します（代理者欄に記載された場合に限り）。

検査機関名 **独立確認センター** 御中

申請者 氏名又は名称 **(株)フラッティ**
〒(000 - 0000) 住所: **東京都西東京市〇〇町1-2-35**
TEL (000) - (0000) - (0000) FAX (000) - (0000) (0000) 担当者名: (事業者の場合)

代理者(申請者以外が手続する場合に限り記入) 氏名又は名称 **フラット設計事務所**
〒(-) 住所:
TEL (000) - (0000) - (0000) FAX (000) - (0000) - (0000) 担当者名: (事業者の場合)

手数料請求先 申請者 その他 代理者
会社名: 所屬/担当者名: 連絡先:
住所: 〒(-)

【申請者】

建築主以外の方でも申請者になることができます。
連名による申請も可能です。申請者欄に複数の住所が入りきらない場合は、連絡事項欄を使用するなど適宜ご対応ください。

【代理者】

建築確認申請上の代理者以外の方でも代理者になることができます。

【建設の場所】

正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。完了検査申請書または検査済証と一致させてください。

【設計検査合格日】

「設計検査に関する通知書」を参考にして記入してください。
長期優良住宅または性能評価書を活用して、設計検査を省略した場合は、記入不要です。

【計画に関する変更の有無】

【連絡事項】

前回の検査時から計画変更がある場合は、「2.有」にチェックをし、連絡事項欄に変更内容を記入してください。

【記載例】

- 壁の断熱材の種類を変更
変更前：A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号
変更後：A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種

建設の場所(地名地番) **東京都西東京市〇〇町1-2-35**

建物の名称 **〇〇マンション** 注文住宅・分譲住宅の区分 1.注文住宅 2.分譲住宅

建築主(申請者と異なる場合のみ記入) 氏名又は名称
郵便番号・住所 〒 -

設計検査 1.設計検査を実施 合格日・番号 (元号) 令和 5 年 6 月 8 日 (第)
 2.設計検査を省略 (適合証明の検査と次のいずれかの検査を同一機関で実施する場合)
 長期優良住宅の技術的審査 設計住宅性能評価の検査(一定の性能を満たすもの)

中間現場検査(一戸建て等の場合のみ) 1.中間現場検査を実施 合格日・番号 (元号) 年 月 日 (第)
 2.中間現場検査を省略(適合証明の検査と次のいずれかの検査を同一機関で実施する場合)
 住宅瑕疵担保保険の検査実施 建築基準法の中間検査実施 建設住宅性能評価(一定の性能)

竣工済特例(一戸建て等の場合のみ) 竣工済特例による検査を実施 (中間現場検査が可能な時期を過ぎてしまった場合)
注:設計検査申請書を併せて提出してください。

着工日 (元号) 令和 5 年 6 月 20 日 竣工(予定)日 (元号) 令和 5 年

計画に関する変更の有無 1.無 2.有 (前回の検査時から申請内容に変更がある場合)
注:連絡事項欄に変更内容を記入してください。なお、再度設計検査が必要な場合があります。

連絡事項

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄
				令和 5 年 第
記載しないこと				
※備考欄				

* 一定の性能とは、原則として次の性能を満たすものをいいます。
【一戸建て等】断熱等性能等級:等級4以上、一次エネルギー消費量等級:等級4以上、劣化対策等級:等級2以上、維持管理対策等級(専用配管):等級3
【共同建て】断熱等性能等級:等級4以上、一次エネルギー消費量等級:等級4以上、維持管理対策等級(共用配管):等級2以上
また、フラット35Sを利用する場合は、上記に加えて、必要とされる等級等を満たす必要があります。
(注) 建設性能評価の検査時にフラット35の検査項目について確認している場合は、現地での検査を実施済みとして取り扱う場合があります。

2023年4月

令和6年10月1日

竣工現場検査申請書（第二面）

【適新工第5号書式】

竣工現場検査申請書・適合証明申請書（新築住宅）

（フラット35・財形住宅）
（第二面）【共同建て用】

【階数】 建築基準法上の階数です。

【延べ面積】 建築基準法上の延べ面積です。

【敷地面積】 建築基準法上の敷地面積です。

○建物の概要（全体）

戸建型式	<input checked="" type="checkbox"/> 4.共同建て
構造	<input type="checkbox"/> 3.準耐火（ <input type="checkbox"/> 1.準耐火 <input type="checkbox"/> 2.準耐火 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐）
工法	<input type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ（木質系） <input type="checkbox"/> 3.プレハブ（鉄骨系）
工法	<input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法（クハバ/オー工法） <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法
機構承認住宅（設計登録タイプの場合）	会社名（ ） 承認番号（ ）
階数	地上 <input checked="" type="checkbox"/> 7階 地下 <input type="checkbox"/> 0階
申請戸数/全体戸数	<input checked="" type="checkbox"/> 4 / <input checked="" type="checkbox"/> 8 戸
延べ面積	<input checked="" type="checkbox"/> 46.49 <input checked="" type="checkbox"/> 3.5 m ²
敷地面積	<input checked="" type="checkbox"/> 15.00 <input checked="" type="checkbox"/> 3.5 m ²
「フラット35登録マンション」登録	<input checked="" type="checkbox"/> 1.有 → 申請書第三面に必要事項を記入してください。 <input type="checkbox"/> 2.無 → 適合証明を申請する住戸についてのみ下表に住宅番号等を記入してください。

○登録マンション以外のマンション ※1

住宅番号	1戸当たりの床面積	フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無
		1. 有 <input type="checkbox"/> 2. 無（フラット35S及びフラット35維持保全型のいずれも適用なし） 上記で「1.有」に該当する場合のみ以下を記入してください。
		<input type="checkbox"/> 申請マンションが土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に含まれないことを確認した。 （注）レッドゾーン内に含まれる場合はフラット35S又はフラット35維持保全型を利用できません。
		1. 省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 1.断熱等性能等級5以上
		2. 耐震性 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級6 耐震等級（構造体の倒壊等防止）2
		3. 省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 3.省エネルギー性
		4. 耐震性 <input type="checkbox"/> 4.耐震等級（構造体の倒壊等防止）2
		5. 省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性
		6. 耐震性 <input type="checkbox"/> 6.耐震等級（構造体の倒壊等防止）2
		7. バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 7.高齢者等配慮対策等級4以上※4 長期優良住宅
		8. 耐久性・可変性 <input type="checkbox"/> 8.長期優良住宅
		9. 『ZEH-M』 <input type="checkbox"/> 9. 『ZEH-M』
		10. Nearly ZEH-M <input type="checkbox"/> 10. Nearly ZEH-M
		11. ZEH-M Ready※5 <input type="checkbox"/> 11. ZEH-M Ready※5
		12. ZEH-M Oriented※5 <input type="checkbox"/> 12. ZEH-M Oriented※5
		適用条件 <input type="checkbox"/> 1～3層 <input type="checkbox"/> 4～5層 <input type="checkbox"/> 6層以上
		（注）住宅用途の床面積が半分以上となる階層の敷地面積を、ご記入ください。
		フラット35維持保全型 <input type="checkbox"/> 1.長期優良住宅
		適用基準 <input type="checkbox"/> 2.省備認定マンション※6

※1 住宅番号表が不足する場合は、本書式を複数作成し提出してください（別表（任意書式）を添付して構いません）。

【フラット35登録マンションの希望の有無】

希望の有無をチェックしてください。

【フラット35】登録マンションの希望を有とした場合は、原則、対象団地の全住戸※について申請してください。

※ 一戸当たりの床面積が30㎡未満の住宅など、基準に適合しない住戸がある場合を除きます。

2. 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために付するものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を確保するものでないことを承知しています。

3. フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。

4. フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、それぞれの基準のうち1つ以上の基準に適合する必要があることを承知しています。

5. フラット35登録マンションに登録する場合は、適合証明書交付後に中古マンションからフラット35Sに物件情報が移行し公開となることを承知しています。

6. 申請住宅の建築に際し、都市再生特別措置法（平成12年法律第22号）第88条第1項の規定による届出（建築行為に係る届出に限り）をした者が、同条第3項及び第5項に規定する市町村長の勧告を受け、これに従わなかった旨の公表の措置を受けている場合は、当該申請住宅はフラット35S及びフラット35維持保全型のいずれも利用できないことを承知しています。

<個人情報取扱い>

1. 個人情報を利用する業務の内容及び目的
検査機関は、個人情報の取扱いに法に基づき、申請者（以下「お客さま」といいます。）から提供を受けた個人情報と次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1) 業務内容
ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務（以下「適合証明業務」といいます。）
イ その他これらに付随する業務

(2) 利用目的
竣工現場検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため
イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2. 機構等への個人情報の提供
検査機関は、個人情報の取扱いに関する法律（平成15年法律第57号）第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の取扱いに関する法律に基づきお客さまの同意を得た上で、次表に示すお取引目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供される個人情報
機構	フラット35及び財形住宅融資（新築住宅及び中古住宅）に関する次の利用目的を達成するため。 ・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・中古住宅における適合証明書の発行の発給その他適合証明業務の事務の効率化 ・財形住宅融資、フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供、市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	竣工現場検査申請書に記載されたお客さまの属性等（氏名、住所、電話番号等）、申請に関する住居情報（所在地、構造、面積、仕様等）
申請住宅について融資の申込みを行う金融機関	フラット35及び財形住宅融資（新築住宅及び中古住宅）に関する次の事務を履行するため。 ・フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 ・財形住宅融資に関する事務	

2023年4月

令和6年10月1日

竣工現場検査申請書（第三面）

第三面の提出は「【フラット35】登録マンション」登録希望の有無によって異なります。



竣工現場検査申請書・適合証明申請書（新築住宅）
適合証明書表
(第三面) (共同建て用)

フラット35登録マンション用
適合証明書(写)と併せて写しを金融機関に提出
適用基準表が不足する場合は、本書式を適宜追加してください。

※検査機関使用欄 (第三面) (共同建て用)

現場検査合格日 (適合証明日) 令和 年 月 日 検査機関名 印

種別名称 「フラット35登録マンション」 登録番号 0000000000

耐久性基準への適合状況の確認欄 (中古マンションは必ずフラット35への移行要件)

○耐久基準
 1. 長期優良住宅(フラット35S(金利Aプラン)耐久性・可変性に該当)
 2. フラット35S(金利Bプラン)「耐久性・可変性」に該当
 3. 劣化対策等級2以上(建設住宅性能評価書を取得(予定を含む。))に該当
 4. 劣化対策等級2以上(建設住宅性能評価書を取得し、その工事内容に変更なし。)に該当
 5. 機構の定める耐久性基準(フラット35登録マンションのご案内参照)に該当(「竣工現場検査申請書・適合証明申請書(第四面)」の提出が必要。)
 6. 機構の定める耐久性基準に適合しない場合は、中古マンションからフラット35への移行できません。

○戸数
 マンション全体戸数 48 戸 = 申請戸数 47 戸 + 申請外住戸数 1 戸
 30㎡未満の住戸の住戸番号 001
 申請外とする理由(その他の住戸の住戸番号)

○申請住戸
 (フラット35S又はフラット35維持保全型を適用する場合のみ) 土砂災害特別警戒区域の確認
 (フラット35S/ZEH)を利用する場合に記入してください。
 申請マンションがレッドゾーンに含まれないことを確認した。
 レッドゾーン内に含まれる場合はフラット35S又はフラット35維持保全型を利用できません。
 住宅用途の階層数
 1-3階 4-5階 6階以上
 (注)住宅用途の床面積が半分以上となる階層の数(地階含む。)をご記入ください。

適用基準<表①>
 フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無
 1.有 2.無(フラット35S及びフラット35維持保全型のみ、いずれも適用なし)
 上記で「有」に該当する場合のみ以下を記入してください。
 フラット35S適用基準
 金利Bプラン
 1.省エネルギー性 1.断熱等性能等級5以上 2.一次エネルギー消費量等級6
 2.耐震性 耐震等級(構造躯体の耐震等級)2
 3.バリアフリー性 高齢者等配慮対策等級3
 4.耐久性・可変性 劣化対策等級3以上
 金利Aプラン
 1.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6
 2.認定低炭素住宅※1
 3.性能向上計画認定住宅※2
 省エネルギー性
 1.免震
 2.耐震等級(構造躯体の耐震等級)3
 3.バリアフリー性 高齢者等配慮対策等級4以上※3
 8.耐久性・可変性 長期優良住宅
 ZEH
 9. [ZEH-M] 10. Nearly ZEH-M
 11. ZEH-M Ready※4 12. ZEH-M Oriented※4
 フラット35維持保全型適用基準
 1.長期優良住宅 2.性能認定マンション※5

適用基準<表②>
 フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無
 1.有 2.無(フラット35S及びフラット35維持保全型のみ、いずれも適用なし)
 上記で「有」に該当する場合のみ以下を記入してください。
 フラット35S適用基準
 金利Aプラン
 1.省エネルギー性 1.断熱等性能等級5以上 2.一次エネルギー消費量等級6
 2.耐震性 耐震等級(構造躯体の耐震等級)2
 3.バリアフリー性 高齢者等配慮対策等級3
 4.耐久性・可変性 劣化対策等級3以上
 金利Bプラン
 1.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6
 2.認定低炭素住宅※1
 3.性能向上計画認定住宅※2
 省エネルギー性
 1.免震
 2.耐震等級(構造躯体の耐震等級)3
 3.バリアフリー性 高齢者等配慮対策等級4以上※3
 8.耐久性・可変性 長期優良住宅
 ZEH
 9. [ZEH-M] 10. Nearly ZEH-M
 11. ZEH-M Ready※4 12. ZEH-M Oriented※4
 フラット35維持保全型適用基準
 1.長期優良住宅 2.性能認定マンション※5

※1 都市の防災強化の促進に関する法律(平成24年法律第4号)の規定により準拠都市開発事業計画が
 ※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画
 ※3 共同建物の共用部分については、高齢者等配慮対策等級(準部分)等級以上とします。
 ※4 当該基準の適用に当たっては、それぞれの基準で定める条件(住宅用途の階層数及びZEH-M Ready
 ZEH-M Orientedの場合は6階以上)に該当する必要があるものとします。
 ※5 マンションの管理の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第149号)第91条に規定するマンション
 管理計画(管理組合が作成したマンションの管理に関する計画を含む。)を有する共同住宅の用途に該当
 ※6 1戸当たりの面積が40㎡以上280㎡以下とならないものは専任住戸(賃貸対象外住戸)となります。
 ※7 適用基準表の住戸別の合計(本書式記載欄)は、全マンション合計は、最終表の申請
 戸数と一致することを確認してください。

住居番号
 申請住戸又は(b)以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記入
 戸数

Step 0
 Step 1
 Step 2
 Step 3

フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、必ずチェックが必要です。

長期優良住宅の場合、フラット35S適用基準欄は「8.耐久性・可変性」に、フラット35維持保全型適用基準欄は「1.長期優良住宅」にチェックを入れてください。

【中古マンションらくらくフラット35への移行要件確認欄】
 耐久性基準の確認方法を1.~5.から選択します※。5.を選択する場合は第四面の提出も必要です。
 1.~5.のいずれにも該当しない場合は6.を選択します。

1.又は2.を選択した場合
 Step2の適用基準(表①)で選択した項目と整合していることを確認します。
 1.を選択した場合
 適用基準(表①)で金利Aプラン(耐久性・可変性)を選択していること。
 2.を選択した場合
 適用基準(表①)で金利Bプラン(耐久性・可変性)を選択していること。

※複数に該当する場合は、代表的なものを一つ選択いただければ結構です。

【戸数】
 「住棟内の全申請住戸又は(b)以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。」を選択した場合は、未記入でも構いません。

Excelで入力する場合は、Step3で「住棟内の全申請住戸又は(b)以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。」を選択すると、表①の「戸数」に「申請住戸数」が自動入力されます。

竣工現場検査申請書（第三面）

Step 0 中古マンションらくらくフラット35移行要件の確認について

中古マンションらくらくフラット35の要件である「耐久性基準」の確認方法について、1.～5.から選択してください。5.を選択する場合は第四面の提出も必要です。1.～5.のいずれにも該当しない場合は6.を選択します。

1. 長期優良住宅(フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」)に該当
2. フラット35S(金利Bプラン)「耐久性・可変性」に該当
3. 劣化対策等級2以上(建設住宅性能評価書を取得(予定を含む。))に該当
4. 劣化対策等級2以上(設計住宅性能評価書を取得し、その工事内容に変更なし。)に該当
5. 機構の定める耐久性基準(フラット35登録マンションのご案内参照)に該当
(「竣工現場検査申請書・適合証明申請書(第四面)」の提出が必要です)

1.～5.に該当しない。
(中古マンションらくらくフラット対象外)

6. 1.から5.までのいずれにも該当しない。

Step 1 【フラット35】申請外住戸について

マンションの中に【フラット35】申請外住戸があるか確認してください。

フラット35の技術基準を満たさない住戸がある。
(フラット35申請外住戸)

YES →

申請外とする理由を選択
床面積が30㎡未満
その他:理由を記入

→

申請外住戸の住戸番号を記入

Step 2 【フラット35】S又は【フラット35】維持保全型の基準の適用について

申請住戸が【フラット35】S又は【フラット35】維持保全型の基準について次のパターンのどれに当たるか確認してください。

全住戸がフラット35で、フラット35S及びフラット35維持保全型ではない。

適用基準(表①)「フラット35Sの適用有無」欄及び「フラット35維持保全型の適用有無」欄で「2.無」にチェック。

フラット35S 又はフラット35維持保全型を利用する住戸がある場合

全住戸が同じ基準(フラット35S・フラット35維持保全型)である。

- 例1)全住戸が省エネルギー性
- 例2)全住戸が予備認定マンション

申請マンションがレッドゾーン内に含まれないことを確認した。にチェック

適用基準(表①)「フラット35Sの適用有無」欄及び「フラット35維持保全型の適用有無」欄の片方もしくは両方の「1.有」にチェックし、**該当するそれぞれの基準**にチェック。→次に右表の「**□住棟内の全申請住戸又は(b)以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。**」にチェック。

住戸によって基準(フラット35S・フラット35維持保全型)が違う。

- 例)一部の住戸がフラット35S金利Aプランの「省エネルギー性」だけだが、他の住戸はフラット35S金利Aプランの「耐久性・可変性」でかつ、フラット35維持保全型の「長期優良住宅」

適用基準(表①)「フラット35Sの適用有無」欄及び「フラット35維持保全型の適用有無」欄のうち、適用するものについて「1.有」にチェックし、**該当するそれぞれの基準**にチェック。→次に右表に対象の住戸番号を記入。

例)「フラット35Sの適用有無」欄の「1.有」にチェックし、適用する基準(フラット35S金利Aプラン「省エネルギー性」)にチェック。右表で当該基準を適用する住戸番号を記載。

適用基準(表②)「フラット35Sの適用有無」欄及び「フラット35維持保全型の適用有無」欄のうち、適用するものについて「1.有」にチェックし、**該当するそれぞれの基準**にチェック。→次に右表に対象の住戸番号を記入。

例)「フラット35Sの適用有無」欄及び「フラット35維持保全型の適用有無」欄の「1.有」にチェックし、適用する基準(フラット35S金利Aプランの「耐久性・可変性」及びフラット35維持保全型の「長期優良住宅」)にチェック。右表で当該基準を適用する住戸番号を記載。

Step 3 専有面積の確認(財形住宅融資の適用について)

申請住戸の専有面積について、確認してください。

全申請住戸が同じ基準で、かつ40㎡以上280㎡以下(全申請住戸がフラット35および財形住宅融資の対象)。

「□住棟内の全申請住戸又は(b)以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。」にチェック。

「30㎡以上40㎡未満」又は「280㎡超」の申請住戸がある場合(財形住宅融資の対象外が含まれている)。

まず、「□住棟内の全申請住戸又は(b)以外の全申請住戸が同じ基準であるため住宅番号を記載しない。」にチェック。
次に、「30㎡以上40㎡未満の住戸又は280㎡超の住戸」欄に該当する住宅番号を記載(フラット35のみ対象)。

竣工現場検査申請書（第四面）

【適新工第5号書式】 竣工現場検査申請書・適合証明申請書（新築住宅） フラット35登録マンション用

【中古マンションらくらくフラット35における耐久性基準への適合について】
（フラット35、財形住宅）
（第四面）[共同建て用]

以下の物件について、次のとおり住宅金融支援機構の定める耐久性基準に適合する工事を実施しています。

マンション名	〇〇マンション		
建設場所（地名地番）	東京都西東京市〇〇町1-2-35		

■ 次表の基準に適合していることを確認のうえ、確認欄にチェックをしてください。

項目	基準の内容	確認欄																																				
(1) セメントの種類	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分に、ポルトランドセメント（日本工業規格R5210（ポルトランドセメント）に規定するポルトランドセメントをいう。以下同じ。）、フライアッシュセメント（日本工業規格R5213（フライアッシュセメント）に規定するフライアッシュセメントをいう。以下同じ。）又は高炉セメント（日本工業規格R5211（高炉セメント）に規定する高炉セメントをいう。以下同じ。）が使用されていること。	■																																				
(2) コンクリートの水セメント比	<p>水セメント比（コンクリートの調合に使用するセメントに対する水の重量比率をいう。以下同じ。）が、次のア又はイのいずれか（中熱ポルトランドセメント又は低熱ポルトランドセメントを使用する場合は、ア）に適合していること。ただし、フライアッシュセメントを使用する場合は混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合は混合物の10分の3を除いた部分をその重量として用いるものとする。</p> <p>ア 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが表の(イ)項に掲げる部位に応じ、(ロ)項(イ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が55パーセント以下（軽量コンクリートにあっては、50パーセント以下）であること。</p> <p>イ 鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さがアの表の(イ)項に掲げる部位に応じ、(ロ)項(ロ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が60パーセント以下（軽量コンクリートにあっては、55パーセント以下）であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(イ)</th> <th colspan="2">(ロ)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">部位</th> <th colspan="2">鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(イ)</th> <th>(ロ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">直接土に接しない部分</td> <td rowspan="2">耐力壁以外の壁又は床</td> <td>屋内</td> <td>2センチメートル</td> <td>3センチメートル</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>3センチメートル</td> <td>4センチメートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐力壁、柱、はり又は壁ばり</td> <td>屋内</td> <td>3センチメートル</td> <td>4センチメートル</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>4センチメートル</td> <td>5センチメートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接土に接する部分</td> <td colspan="2">壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立上り部分</td> <td>4センチメートル</td> <td>5センチメートル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基礎（立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。）</td> <td>6センチメートル</td> <td>7センチメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 外壁の屋外に面する部位にタイル張、モルタル塗、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、(ロ)項に掲げる鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さを1センチメートル減ずることができる。</p>	(イ)		(ロ)		部位		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ				(イ)	(ロ)	直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	2センチメートル	3センチメートル	屋外	3センチメートル	4センチメートル	耐力壁、柱、はり又は壁ばり	屋内	3センチメートル	4センチメートル	屋外	4センチメートル	5センチメートル	直接土に接する部分	壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立上り部分		4センチメートル	5センチメートル	基礎（立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。）		6センチメートル	7センチメートル	■
(イ)		(ロ)																																				
部位		鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ																																				
		(イ)	(ロ)																																			
直接土に接しない部分	耐力壁以外の壁又は床	屋内	2センチメートル	3センチメートル																																		
		屋外	3センチメートル	4センチメートル																																		
	耐力壁、柱、はり又は壁ばり	屋内	3センチメートル	4センチメートル																																		
		屋外	4センチメートル	5センチメートル																																		
直接土に接する部分	壁、柱、床、はり、基礎ばり又は基礎の立上り部分		4センチメートル	5センチメートル																																		
	基礎（立上り部分及び捨てコンクリートの部分を除く。）		6センチメートル	7センチメートル																																		
(3) コンクリートの品質	<p>コンクリートの品質が次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア コンクリート強度が1平方メートルにつき、33ニュートン未満の場合にあっては、スランブが18センチメートル以下、コンクリート強度が1平方メートルにつき33ニュートン以上の場合にあっては、スランブが21センチメートル以下であること。ただし、これらと同等の材料分難抵抗が認められるものにあっては、この限りでない。</p> <p>イ コンクリート中の単位水量が1立方メートルにつき、185キログラム以下であること。ただし、これと同等以上に乾燥収縮、中性化その他のコンクリートの品質への有害な影響が防止でき、かつ、外的要因の作用が少ないと認められる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ウ 沖縄県その他日最低気温の平滑年値の年間極値が0℃を下回らない地域以外の地域にあっては、コンクリート中の空気量が4パーセントから6パーセントまでであること。ただし、凍結融解作用によってコンクリートに有害な影響を生じさせないよう、コンクリート中の含水率を高くしない措置その他の有効な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。</p>	■																																				

<備考>
本書式は、竣工現場検査申請書・適合証明申請書（新築住宅）適合証明書付表（第三面）[共同建て用][適新工第5号書式]の耐久性基準への適合状況の確認欄において、「5. 機構の定める耐久性基準に該当」を選択した場合に提出してください。

次のいずれかに該当する場合はこの書類の提出は不要です。

- ① 長期優良住宅建築等計画の「認定（変更）通知書」の写しが提出された場合
- ② フラット35S（金利Bプラン）「耐久性・可変性」に該当する場合
- ③ 劣化対策等級2以上（建設住宅性能評価書を取得（予定を含む。））に該当する場合
- ④ 劣化対策等級2以上（設計住宅性能評価書を取得し、その工事内容に変更なし。）に該当する場合

2023年4月

【基準の適合状況確認欄】
基準に適合していることを確認し、チェックを記入してください。